

地方公共団体等による農福連携の支援体制の構築

農業・農村領域 小柴有理江・吉田行郷

1. 研究の背景

農業分野における障害者就労に取り組むためには、農業分野と福祉分野の両方について理解するとともに、それぞれの分野の支援策を必要に応じて活用することが重要となります。しかしながら、これまではいざ取組を始めようとしても、両分野の知識や情報を得る機会がなかったり、地域で課題を共有したりする機会はありませんでした。また、相談窓口が分野ごとに分散しているなどで相談者の負担が大きく、そうしたことが農福連携の阻害要因の1つともなっていました。

一方で、こうした課題を背景として、地方公共団体等が中心となって農福連携を積極的に支援しようとする動きも出始めています。そこで、本研究では、そうした地方公共団体等による農福連携の支援の特徴とそれを実現するための仕組みに着目して調査・研究を実施しました。

2. 農福連携を促進する地方公共団体等の取組の特徴

本研究では、農福連携を積極的に支援している8つの代表的な事例を取り上げて分析を行いました。その結果、支援の内容別にみると、これらの取組は大きく4つに分類されます（表）。第Ⅰのグループは農業経営体と就労系障害者福祉サービス事業所（以下、福祉事業所）間での農作業請負のマッチングを支援するものです。第Ⅱのグループは障害者個人が農業経営体で就労できるように支援を行うものです。第Ⅲのグループは特例子会社や社会福祉法人等の福祉分野の主体が農業に参入することを支援するものです。第Ⅳのグループは、上記の3つの支援のいくつかを組み合わせ、複合的、段階的に支援するものです。

従来はⅡのようなタイプの支援が主でしたが、農

地法改正や経済・雇用情勢の変化を受け、支援内容も多様化しています。そのため、ここでは、新たな支援策のうち、Ⅰの農作業請負をマッチングする仕組みを構築している香川県の事例、およびⅢの福祉分野等の主体の農業参入支援を行っている大阪府の事例の分析結果について述べていきます。

表 地方公共団体等による農福連携の支援のタイプ

		実施主体名	開始年度	主な支援内容		
				農作業請負（施設外就労等）のマッチング	障害者の農業経営体での就労支援	福祉分野等からの農業参入支援
Ⅰ	香川県	NPO法人香川県社会就労センター協議会	2011年度	●		
	鳥取県	鳥取県（農福連携推進プロジェクトチーム）	2010年度	●		
	静岡県・浜松市	NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク	2005年度	●		
Ⅱ	名張市	名張市障害者アグリ雇用推進協議会	2008年度		●	
	兵庫県	障害者農業訓練・就労支援ネットワーク会議	2012年度		●	
Ⅲ	大阪府	（一財）大阪府みどり公社（農政チーム）	2005年度			●
Ⅳ	島根県	（公財）しまね農業振興公社	2012年度	●	●	●
	奈良県	奈良県（農林部・健康福祉部）	2010年度		●	●

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等資料より作成。

注：「●」は支援あり、空欄は支援なしを表す。

3. 地方公共団体等による農福連携の支援の事例

(1) 農作業請負のマッチングを支援：香川県

露地園芸作の盛んな香川県では、労働力不足に悩む園芸農家等と施設外就労⁽¹⁾で農作業を行いたい福祉事業所とをマッチングする「共同受注窓口」を設置し、農作業を福祉事業所が請負う仕組みを構築しました(図)。共同受注窓口を運営するのはNPO法人香川県社会就労センター協議会であり、専任のコーディネーターを配置しています。また香川県も仕組みづくりの段階から関わり、現在も取組を支援しています。支援にあたっては、分野横断的な取組であるため、県庁内部でも農業関係部局と福祉関係部局が連携しています。

香川県の共同受注窓口の仕組みはJAの協力を得ている点が特徴であり、農家サイドからの作業依頼のとりまとめはJAの生産部会を中心に行っています。また、共同受注窓口であるため、大規模農家からの依頼も複数の福祉事業所が請負うことで対応が可能となっています。

こうした仕組みを構築することで、ニンニクやタマネギといった地域の基幹作物や人手を要する作物を中心に作業受委託を実現しています。年々両者のマッチングが進み、依頼件数や作業賃金も増加傾向にあります。この様な仕組みを構築することで、農業サイドにとっては、地域の主力作物における農繁期の労働力確保、適期収穫による品質向上を実現し、経営規模の維持・拡大や所得向上につながっています。一方で福祉サイドにとっても障害者の工賃向上や心身への好影響がみられることが指摘されています。

(2) 福祉分野等からの農業参入を支援：大阪府

大企業が立地する大阪府は、特例子会社の数も全国で3番目に多い地域です。法定雇用率の上昇が見

込まれる中、特例子会社等では障害者の就労先として農業分野への関心が高まっていました。これを受けて、(一財)大阪府みどり公社が農地保有合理化事業⁽²⁾等の一環として、遊休農地をあっせんする等により、特例子会社や社会福祉法人等の農業参入を積極的に支援するようになりました。大都市への近接性を生かした農業経営モデルの検討を行いつつ、特例子会社、企業出資の福祉事業所、社会福祉法人等の参入をサポートし、これまでの参入件数は17件にのぼっています。

大阪府でも農業関係部局や福祉関係部局等が連携した「「農と福祉の連携」推進庁内連絡会議」を設置し、こうした支援の強化を図っています。2015年度から農業参入の相談窓口を一元化し、公社とも連携しながら特例子会社等の農業への参入を積極的に支援する方向にあります。

4. おわりに

以上のように、農福連携の支援は、地域農業の特徴や課題に応じる形で行われていました。また、そこに参加する主体がwin-winの関係を築けるような仕組みづくりが行われています。

こうした支援を行うために、地方公共団体の内部では、農業関係部局と福祉関係部局が連携して部局横断的に支援にあたっていました。そうすることで、農業関係、福祉関係の各分野の情報を一元的に集約し、効率良く活用することが可能となります。さらに、商工関係部局が参加している事例もあり、加工や販売などでより幅広い支援が期待されるケースもありました。また、こうした農業分野の主体と福祉分野の主体を現場で結びつけるために、コーディネーターの役割が重要となっていました。

これらの取組は、主体間の連携を促進しながら地域課題の解決を図るプラットフォームを構築しているといえ、その土台を作る上で地方公共団体は非常に重要な役割を果たしているといえます。

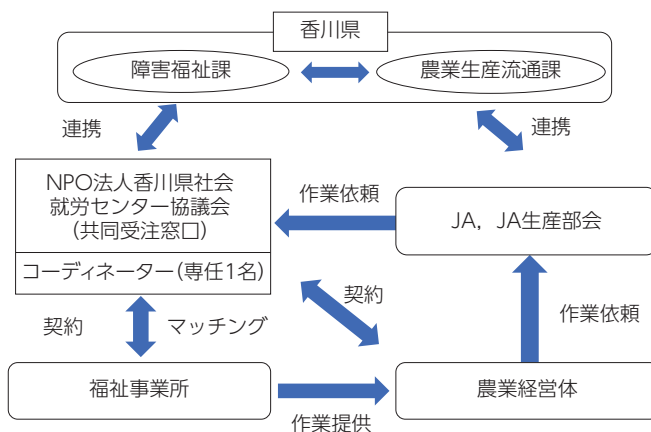


図 香川県における農福連携の推進体制

注(1)「施設外就労」とは福祉事業所の利用者(障害者)と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う活動。

(2) 当時。現在は農地中間管理事業として実施。